

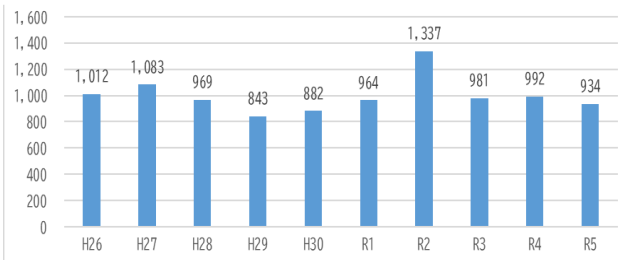
「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の概要

計画の基本理念

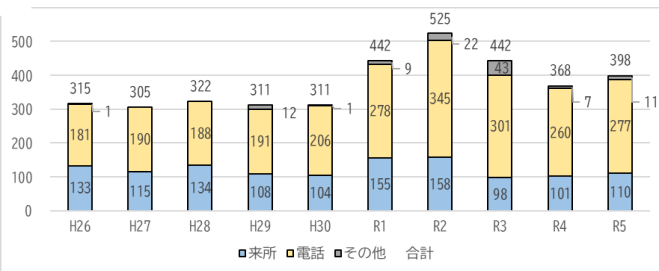
- ①女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ②困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ④個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

現状と課題

○女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数

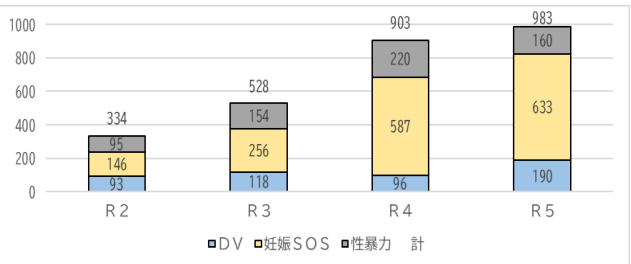


○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

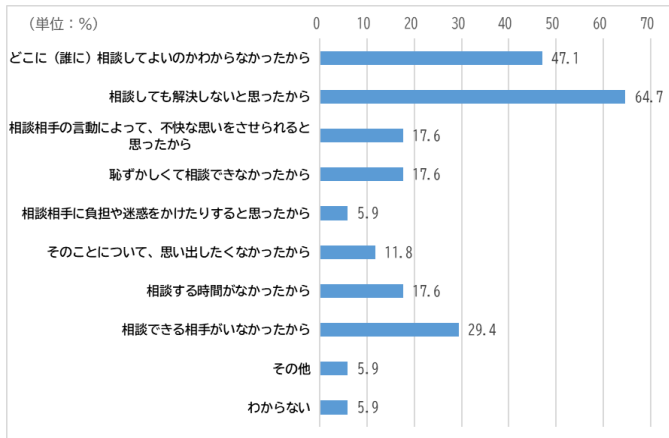


課題：DV相談件数は依然として高水準になっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。

○SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績



○抱えている困難な問題について相談しなかった理由



課題：SNSによる相談を中心に若年層からの相談が増加していることから、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、若年女性への支援の充実を図る必要があります。
また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なSNS相談などの周知広報に努める必要があります。

支援対象者

家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。
また、DV被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

計画のポイント

- ①若年女性への包括的支援の推進
- ②安全・安心の確保と社会意識の啓発・教育

計画の体系と数値目標

めざすべき方向性	取組内容	指標	目標 (令和11年度)
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究	DV被害を受けた経験のある人の中、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	50%以下
	支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	52箇所以上
2 支援につながる相談窓口の整備 【相談支援】	関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	SNS相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	1,400件以上
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実		
	女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置	医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	10回以上
	個々の状況に応じた専門相談の実施		
3 安全・安心が守られる保護の実施 【緊急対応】	安全・安心の確保と保護体制の充実	一時保護委託に係る委託契約施設数	15箇所以上
	同伴する子どもへの支援の充実		
	保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施		
4 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】	官民協働による孤立させない若年女性への支援	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	240人以上
	本人に寄り添った支援のための体制づくり		
	生活基盤を支えるための支援		
	居場所づくりの支援	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	100%
	さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実		
	外国人、障がい者、高齢者、性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者への対応		
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】	支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化	支援調整会議を設置している市町数（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	29市町
	困難女性の支援における関係機関の連携強化		
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	29市町
	関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底	連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	10団体以上
	支援者の養成		